

令和6年6月市議会定例会議
文教福祉常任委員会資料

- 1 議案第87号 福島市学習センター条例の一部を改正する条例制定の件 …… 2ページ

教 育 委 員 会

議案第 87 号「福島市学習センター条例の一部を改正する条例制定の件」

1 中央学習センター所在地の変更【条例第2条】

(現在地) 松木町1番7号 ➡ (移転先) 五老内町3番1号

2 使用料(中央学習センターを除く)【条例第11条】

(1) 使用料の基本的な考え方

①利用可能時間の使用料収入で、学習センターのランニングコスト(フルコスト)実績を概ね賄える金額を想定したうえで、50%(受益者負担割合)の範囲内で設定する。

※学習センターは公益的、選択的サービスの性質を持つため、公費負担50%・受益者負担50%として設定する。

②冷暖房加算料については、ランニングコストに含んでいるため、別途加算しない。

③他の公共施設と、時間や面積などの条件を合わせて金額を比較し、著しい差が生じないような額とする。

(2) 施設の使用料

○学習センターのランニングコストから算定される部屋の使用料

➡ 1 m^2 、1時間あたり約8.26円 × 部屋の平均面積 × 受益者負担割合50% = 使用料

※多目的ホールは、上記計算により算出した場合、現行の使用料と比べ、著しい差が生じるため、他の公共施設を参考に設定する。

※実習室は、光熱水費等の特殊な料金について、使用料に上乗せして設定し、別途徴収は行わない。

※上記の計算により、現行の使用料を下回る場合は、現行使用料と同額で設定する。

○使用料の追加・削除

- ①料金設定のなかったテニスコート使用料を加える。
- ②高校生以下の料金設定を削除する。

【専用使用】※１回（３時間以内）あたりの使用料

貸室区分	平均面積	使用料		改定率
		改正前	改正後	
多目的ホール	543.70	600 円	<u>3,400 円</u>	567%
ホール	204.10	1,800 円	<u>2,600 円</u>	144%
附属ホール	117.00	1,200 円	<u>1,500 円</u>	125%
軽運動室	57.00	600 円	<u>800 円</u>	133%
講義室	75.28	1,000 円	1,000 円	100%
研修室	58.29	500 円	<u>800 円</u>	160%
視聴覚室	65.33	1,500 円	1,500 円	100%
和室（大）	82.64	1,000 円	<u>1,100 円</u>	110%
和室（小）	32.47	400 円	<u>500 円</u>	125%
工芸室	59.33	1,000 円	1,000 円	100%
実習室	52.49	1,800 円	<u>2,200 円</u>	122%
テニスコート	—	—	<u>1,200 円</u>	—
平均改定率				162%

※ 中央学習センターは、市民センター貸室を使用

【個人使用】※1時間あたりの使用料（上限3時間）

貸室区分	利用区分	使用料		改定率
		改正前	改正後	
多目的ホール	一般	100 円	100 円	100%
	高校生以下	50 円	<u>0 円</u>	0%
軽運動室	一般	100 円	100 円	100%
	高校生以下	50 円	<u>0 円</u>	0%
テニスコート	一般	—	<u>100 円</u>	—

（3）附属設備の使用料

○附属設備の使用料については、概算の取得金額や設備の耐用年数、他の公共施設の使用料等を勘案し、「500 円を超えない範囲で、規則で定める額」と改め、時代に即した備品等に対応するため、同条例施行規則内で料金を改定・設定する。

3 【参考】福島市学習センター条例 新旧表

改正後

(名称及び位置)

第2条 学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(略)

福島市中央学習センター

福島市五老内町3番1号

(略)

(使用料)

第11条 使用者は、次に掲げる使用料を前納しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

(1) 施設の使用料 別表に定める額

(2) 附属設備の使用料 500円を超えない範囲で、規則で定める額

別表（第11条関係）

区分		使用料
多目的ホール	個人使用	1時間 100円
	専用使用	1回 3,400円
ホール	専用使用	1回 2,600円
附属ホール	専用使用	1回 1,500円
軽運動室	個人使用	1時間 100円

改正前

(名称及び位置)

第2条 学習センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(略)

福島市中央学習センター

福島市松木町1番7号

(略)

(使用料)

第11条 使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

別表（第11条関係）

区分			使用料	冷暖房加算料
多目的ホール	個人使用	一般	1時間 100円	基本使用料の額の100分の20に相当する額
		高校生以下	1時間 50円	
	専用使用	一般	1時間 200円	
		高校生以下	1時間 100円	
軽運動室	個人使用	一般	1時間 100円	

改正後			改正前			
	専用使用	1回 800円		用	高校生以下	1時間 50円
講義室	専用使用	1回 1,000円		専用使用	一般	1時間 200円
研修室	専用使用	1回 800円			高校生以下	1時間 100円
視聴覚室	専用使用	1回 1,500円	視聴覚室	専用使用	一般	1回 1,500円
和室（大）	専用使用	1回 1,100円	研修室	専用使用	一般	1回 500円
和室（小）	専用使用	1回 500円	ホール	専用使用	一般	1回 1,800円
工芸室	専用使用	1回 1,000円	和室（小）	専用使用	一般	1回 400円
実習室	専用使用	1回 2,200円	和室（中）	専用使用	一般	1回 600円
テニスコート	個人使用	1時間 100円	和室（大）	専用使用	一般	1回 1,000円
	専用使用	1回（1面） 1,200円	和室（特大）	専用使用	一般	1回 1,800円
			実習室	専用使用	一般	1回 1,800円

改正後	改正前			
1 1回の使用は、3時間以内とする。ただし、多目的ホール、軽運動室及びテニスコートの個人使用は、1時間単位とし、3時間を限度とする。 2 映画会、音楽会その他の催し等で、入場料又はこれに類する料金を徴収して使用する場合は、この表に掲げる料金の3倍に相当する額とする。	工芸室	専用使用	一般	1回 1,000円
	講義室	専用使用	一般	1回 1,000円
	附属ホール	専用使用	一般	1回 1,200円
	1 1回の使用は、3時間以内とする。ただし、多目的ホール及び軽運動室の使用は、1時間単位とし、3時間を限度とする。 2 映画会、音楽会その他の催し等で、入場料、<u>会費</u>又はこれに類する料金を徴収して使用する場合は、この表に掲げる料金の3倍に相当する額とする。 <u>2 附属設備の使用料</u>			
		区分		使用料
多目的ホール		ピアノ		1台 1時間 300円
		舞台照明設備		一式 1時間 500円
		放送設備		一式 1時間 500円
		温水シャワー		1人 1回 100円
視聴覚室		視聴覚機器		一式 1回 300円
和室		茶道用電熱器		1台 1回 100円

改正後	改正前		
	実習室	調理台	1 台 1 回 200円
		電気厨房機器	一式 1 回 100円
	工芸室	電気陶芸窯	1 台 1 時間 300円
		電気工作設備	一式 1 回 100円
	電気供給設備（持込機器に限る。）		1 キロワット 1 回 100円